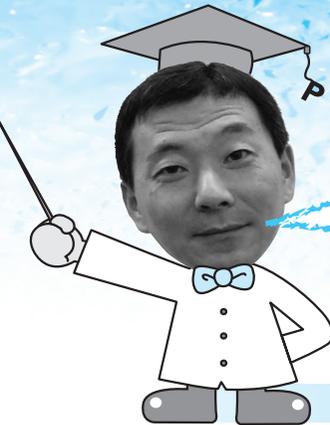


年金基礎講座 4



今回は遺族年金のお話です。
市販の参考書では「遺族年金は結局いくらもらえるの?」というところが分かりにくい場合が多いので、今号ではなるべく分かりやすくするため、オリジナル図解を作ってみました。

総務部 労務担当 鈴木担当課長

一家の大黒柱であった夫が死亡した場合、残された妻に対して支給される年金の内容 (夫死亡時に18歳以下の子供が3人、専業主婦タイプで計算)

遺族年金給付例	支給内容・支給要件	年額	支給の期間					
			夫死亡	第1子18歳	第2子18歳	第3子18歳	妻60歳	妻65歳
夫の遺族年金	① 遺族基礎年金	基本部分 (第3子が18歳まで支給)	792,100円	→				
		子の加算 (第3子が18歳まで支給)	227,900円	→				
		子の加算 (第2子が18歳まで支給)	227,900円	→				
		子の加算 (第1子が18歳まで支給)	75,900円	→				
厚生年金	② 遺族厚生年金	妻の老齢厚生年金額と同額までの部分	夫の老齢厚生年金の4分の3 ※表A	→				
		妻の老齢厚生年金額を超える部分		→				
	③ 中高齢寡婦加算	① 夫の厚生年金保険被保険者期間が20年以上又は40歳以後15年以上 ② 夫死亡当時の妻の年齢が40歳以上	594,200円	→				
	④ 経過的寡婦加算	① 中高齢寡婦加算を受給していた ② 妻が昭和31年4月1日以前生まれ (妻の生年月日に応じて支給額が変わる)	594,200円 ~ 19,900円 ※表B	→				
妻の老齢年金	⑤ 老齢基礎年金	公的年金通算加入期間が40年 (20歳~60歳) の場合	792,100円	→				
	老齢厚生年金	厚生年金加入期間と平均標準報酬額に応じた年金額		→				

① 遺族基礎年金

遺族の中に18歳以下(18歳到達以後の3月まで)の子供がいる場合、遺族基礎年金が支給されます。遺族基礎年金は18歳以下の子供がいる間だけ支給され、最年少の子供が18歳の3月になるとなくなります。そのときは、子供の加算分がなくなるだけでなく、遺族基礎年金自体がなくなってしまふことにご注意ください。

支給額は、各子供が18歳の3月になるとその子供の分が減っていくので、図解のような金額、1,323,800円(基本+子供3人分)→1,247,900円(基本+子供2人分)→1,020,000円(基本+子供1人分)→0円になります。

② 遺族厚生年金

遺族厚生年金は、遺族基礎年金と違って子供の有無に関係なく支給されます。支給されるのは夫死亡時以後、妻が65歳になるまでです。支給額は夫の老齢厚生年金額(=報酬比例相当額)の4分の3です。

表A 遺族厚生年金の参考額(概算)

	例1	例2	例3	例4
夫の厚生年金加入期間	10年	20年	30年	40年
加入期間通算の平均給与(月額)	20万円	25万円	30万円	35万円
遺族厚生年金の年額	30万円	40万円	55万円	90万円

例1・例2については、単純に計算すると上記金額より少なくなりますが、遺族厚生年金では加入月数が300月未満の場合は、300月として計算することになるので、概算額が上記金額になります。

③ 中高齢寡婦加算

もし妻が夫死亡時に40歳以上で、夫自身が死亡時に厚生年金保険に20年以上加入(または40歳以後15年以上加入)していれば、中高齢寡婦加算が支給されます(ただし遺族基礎年金受給中は支給されません)。これも遺族厚生年金と同じく妻が65歳になるまでです。支給額は定額で、594,200円(平成20年度価額)です。

⑤ 老齢基礎年金 & 老齢厚生年金

妻が65歳になると、妻自身の老齢年金の給付が始まります。公的年金には「一人一年金」の原則があり、妻が老齢年金を受給できる年齢になると、支給する年金は妻自身の老齢基礎年金と老齢厚生年金になりますが、遺族厚生年金額が妻自身の老齢厚生年金額を超える場合は、超過部分は遺族厚生年金として老齢厚生年金に上乗せされて支給されます。

④ 経過的寡婦加算

65歳になるまで中高齢寡婦加算を受給していた妻の場合、65歳以後は右記(表B)のとおり経過的寡婦加算が支給されます。経過的寡婦加算は妻の生年月日により支給額が異なり、昭和31年4月2日以降生まれの妻には支給されません。

表B 妻の生年月日による経過的寡婦加算の額

妻の生年月日	経過的寡婦加算の年額
~昭和2年 4月1日	594,200円
(途中省略)	(途中省略)
昭和10年4月2日~昭和11年 4月1日	384,500円
(途中省略)	(途中省略)
昭和20年4月2日~昭和21年 4月1日	218,000円
(途中省略)	(途中省略)
昭和30年4月2日~昭和31年 4月1日	19,900円
昭和31年4月2日~	なし

※「寡婦年金」と「死亡一時金」は当社従業員にはほとんど関係がないので図解上は省略しました。

なお、次の場合には妻の遺族年金の受給権は消滅します。
★再婚したとき(事実婚を含む・再婚後に離婚しても受給権は復活しません) ★離縁により死亡した夫と親族関係がなくなったとき
★直系血族・直系姻族以外の人の養子になったとき